答 弁 第 五 五 号 平成十六年十二月七日受領

内閣衆質一六一第五五号

平成十六年十二月七日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員樋高剛君提出介護保険制度見直しに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

#### 一について

場合に、 もに、 び運営に関する基準 福 介護員等は、 居宅介護支援事業者等に連絡を行い、 介護の提供に当たっては、 居宅サービス事業者のうち指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。) ることが求められるものであり、痴呆性高齢者である利用者が徘徊に出てしまい行方が分からなくなった も想定されることから、常に利用者の心身の状況、 祉士又は訪問介護員 介護保険法 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、 当該利用者を発見するために訪問介護員等に必要な措置を講じさせることは、 利用者が痴呆性高齢者である場合には、 (平成九年法律第百二十三号。 (平成十一年厚生省令第三十七号。 (以下「訪問介護員等」という。)は、 常に利用者の心身の状況、 必要な措置を講じなければならないとされている。 以下「法」という。)第四十一条第一項の指定を受けた指定 その置かれている環境等に注意を払い、 サービスを提供している間に利用者が徘徊すること その置かれている環境等の的確 以 下 市町村、 「指定基準」という。)において、 指定居宅サービス等の事業の人員、 当該利用者の家族、 な把握に努めるとと 指定訪問介護事業 当該利用者に係る このため、 業務に従事す 指定訪問 設備及 の介護 訪問

者の義務であって、こうした行為について別に保険給付の対象とすることは困難である。

#### 一について

る状況ではないと認識しており、 年十月現在、 が介護支援専門員の登録を受けている。一方、介護支援専門員の業務に従事している者の数は、平成十四 介護支援専門員の資格を有する者の数については、 約八万五千人となっている。政府としては、介護支援専門員の資格を有する者が不足してい 御指摘のように「年一回の資格試験の実施を年間複数回にする」ことは 平成十年度から平成十五年度までの間に約三十万人

# 三について

考えていない。

については政府としてお答えする立場にない。 事業者又は介護保険施設とそれぞれの介護支援専門員との個々の契約で決められるものであり、 御指摘 0 「在宅」 の介護支援専門員と「施設」 の介護支援専門員の報酬については、 指定居宅介護支援 その水準

た「介護保険制度の見直しに関する意見」において、 なお、 居宅介護支援の在り方については、 社会保障審議会介護保険部会が本年七月三十日に取りまとめ 「公平・公正の確保及び包括的・継続的マネジメン

トの強化の観点から」見直しを行うことが必要であるとされており、 今後こうした指摘を踏まえ、 介護報

酬の在り方も含め検討を行っていくこととしている。

# 四について

以 下 専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者と を勘案し、既に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 しなければならないとされているところであり、 指定訪問介護事業者は、 「居宅サービス算定基準」という。)において、 指定基準において、 指定訪問介護事業所ごとに、 サービス提供責任者の人件費については、 包括的に評価しているところである。 (平成十二年厚生省告示第十九号。 常勤の訪問介護員等であって その業務内容

### 五について

場合」、 するに当たっては、 サービス内容を分類し費用の額を算定することとしており、 問介護の費用の額の算定については、 「生活援助が中心である場合」及び「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」に 当該分類に加えて、 指定訪問介護を行った時間、 居宅サービス算定基準において、 指定訪問介護事業者が実際に介護報酬を請求 訪問介護員等の資格及び人数ごとに 「身体介護が中心である

 $\mathcal{C}_{i}$ 問介護事業者の請求事務及び給付管理事務がこれまで以上に複雑になることが予想されることから、 御指摘のように、指定訪問介護が提供された時間帯に応じて介護報酬を算定することについては、 分類するとともに、 「深夜の場合」に区分した全体で約六百五十種類に分類されたコードを用いて行っているところである。 指定訪問介護を開始した時間帯によって「通常の場合」、 「夜間又は早朝の場合」 指定訪 現 時 及

## 六について

ても、 当該介護は、 主管課 点においては請求方法の見直しを行うことは考えていない。 定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない」旨各都道府県介護保険主管部 保険施設および医療機関の入所(入院) Q&Aについて」 お 尋ね 当該入院は継続していると考えることが適当であり、仮に、この間に介護を受けた場合においても、 (部) あてに通知しているところである。これは、 にあるような病院又は診療所に入院している者が一時的に外泊した場合には、 法第七条第六項に規定する居宅における介護とは認められないと考えられるためである。こ (平成十五年五月三十日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 者が外泊時に利用した居宅サービスについては、 入院期間中に一時的な外泊を行った場合におい において、 局 「介護報酬に係る 外泊時費用 の介護保険 「介護 の算